

## 平成 26 年第 5 回美郷町議会臨時会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 26 年 5 月 13 日 (火曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告 (平成 26 年 2 月分、平成 26 年 3 月分)
  - 2) 平成 26 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶
  - 議案上程 (説明)
- 第 5 報告第 8 号 専決処分事項の報告について
- 第 6 報告第 9 号 専決処分事項の報告について
- 第 7 報告第 10 号 専決処分事項の報告について
- 第 8 報告第 11 号 専決処分事項の報告について
- 第 9 報告第 12 号 専決処分事項の報告について
- 第 10 報告第 13 号 専決処分事項の報告について
  - 議案上程・議案審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 11 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 12 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 13 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 14 議案第 44 号 財産の取得について
- 第 15 議案第 45 号 財産の取得について
- 第 16 議案第 46 号 工事請負契約の締結について
- 第 17 議案第 47 号 工事請負契約の締結について
- 第 18 議案第 48 号 平成 26 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号
- 第 19 議案第 49 号 平成 26 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 20 議案第 50 号 平成 26 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	池田茂碁君	農業委員会 農事務局長	佐藤久雄君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年 第5回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、熊谷良夫君、16番、杉澤隆一君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### ◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査、平成26年2月分と3月分の結果報告がありました。

2として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成26年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。

それぞれ、その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集挨拶

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成26年第5回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会に当たり、提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

報告第8号から報告第13号「専決処分事項の報告について」ですが、報告第8号及び報告第9号は、未払いとなっている水道料金等の訴えを提起することについて、報告第10号から報告第13号は、車両損壊事故等に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

承認第1号から承認第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、承認第1号及び承認第2号は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い専決処分した美郷町税条例及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は、交付税・交付金、国庫支出金及び町債の額の確定に伴う歳入歳出予算の補正並びに繰越明許費について専決処分した平成25年度美郷町一般会計補正予算第13号について報告し、承認を求めるものです。

議案第44号及び議案第45号「財産の取得について」ですが、スクールバス及びロータリー除雪車1.5メートル級の取得に係る契約についてお諮りするものです。

議案第46号及び議案第47号「工事請負契約の締結について」ですが、美郷町宿泊交流施設の機械設備工事及び電気設備工事について工事請負契約を締結したくお諮りするものです。

議案第48号「平成26年度美郷町一般会計補正予算第2号」についてですが、雪害により損壊した公共施設の修繕に要する経費の追加及び関連する施設の保険金受入金の増額、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時給付金の振り込みに要する経費の追加、松くい虫燻蒸処理剤撤去業務に要する経費の追加等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第49号「平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号」についてですが、水道料金等請求裁判に係る普通旅費の追加及び一般会計からの繰入金金の増額に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第50号「平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」についてですが、保

険料還付金の受け入れ及び返還金の増額に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

---

### ◎報告第8号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、報告第8号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 報告第8号についてご説明いたします。

2ページ、専決第4号、専決処分書をごらんください。

農集排使用料を含む水道料金の訴えを提起することについて、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、ご報告するものでございます。

1として、平成26年（ハ）第10号、水道料金等請求事件。

2として、相手方は記載のとおりであります。

3として、平成20年3月から平成25年12月までの水道料金等の未払い金額の請求の訴えでございます。

4として、請求金額は記載のとおりとなっております。

提訴に至った経緯でございますが、これまで督促状52回、催告書を4回送付し、それでも一切応答がなかったため、平成24年6月に給水停止を実施しております。そしてその後、毎日自宅訪問し、状況確認と本人との面会を求めましたが、一度も会うことができず、給水停止による生命の危険を考慮しまして、8日後に給水停止を解除してございます。平成25年3月に本人が来庁しまして、毎月1万円を返済する旨の分納誓約書の提出がありましたが、分納誓約は一度も履行されず、催告書を送付しましたが応答もなく、平成25年9月に再度給水停止に踏み切りました。その後、毎日自宅訪問し、状況確認しながら本人との面会を試みておりますが、前回と同様に会うことができませんでした。2週間後には給水停止を解除しておりますが、その後も本人から連絡は全くございませんで、このままでは時効を迎えてしまうと判断しまして、大曲裁判所へ支払督促の申し立てをいたしたところでございます。

ほかの滞納者につきましては、何らかの形で面談、相談がございまして、分納誓約により納付

されている状況であります。

なお、4月17日、大曲簡易裁判所法廷にて、原告、町側と被告の口頭弁論が行われまして、水道料金等につきましては全額、民事訴訟費用の一部、3,930円の合計額につきまして、毎月1万円ずつ町に支払うことで和解が成立してございます。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第8号の説明が終わりました。

---

### ◎報告第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、報告第9号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 報告第9号につきましてご説明いたします。

4ページ、専決第7号、専決処分書をごらんください。

農集排使用料を含む水道料金の訴えを提起することについて、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、ご報告するものでございます。

1として、平成26年（ハ）第73号、水道料金等請求事件。

2として、相手方は記載のとおりであります。

3として、平成19年5月から平成25年7月までの水道料金等の未払い金額の請求の訴えであります。

4として、請求金額は記載のとおりとなっております。

提訴に至った経緯でございますが、督促状38回、催告書を4回送付し、それでも一切応答がなかったため、平成24年6月に給水停止を実施しております。その2日後、本人が来庁し、毎月1万円を返済する旨の分納誓約書の提出がございました。その後、給水停止は解除しております。しかしながら、分納誓約は一度も履行されず、昨年平成25年7月、水道停止の手續のないまま県外に転居したものであります。転居先に催告書を送付してございますが応答もなく、このままでは時効を迎えてしまうことから、群馬県伊勢崎簡易裁判所へ支払督促の申し立てをいたしたところでございます。

なお、伊勢崎簡易裁判所より、本人より分割支払いを希望する旨の申し立てがあるとの連絡があり、口頭弁論の期日が指定されてございます。出張を要する旅費相当額を今臨時議会平成26年

度簡易水道特別会計補正予算に計上してございます。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第9号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、報告第10号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 報告第10号について説明いたします。

6 ページ、専決第11号、専決処分書をお願いします。

2月24日に美郷町\_\_\_\_\_において発生した物損事故について、3月31日に示談が成立し、4月3日、専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は、\_\_\_\_\_で、事故の概要は、\_\_\_\_\_ロータリー除雪車が\_\_\_\_\_後続車のフロント部分に接触し、車両を破損させたものでございます。

3の損害賠償額及び和解の要旨に記載した内容で示談が成立しております。

損害額につきましては、自動車損害共済事業から直接支払われます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第10号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、報告第11号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 報告第11号について説明いたします。

8 ページ、専決第12号、専決処分書をお願いします。

2月19日に美郷町 \_\_\_\_\_ において発生した物損事故について、4月3日に示談が成立し、翌日専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は、 \_\_\_\_\_ で、事故の概要は、 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 除雪ドーザーが \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ スパン線を断線させたものでございます。

3の損害賠償額及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立しております。

損害額については、自動車損害共済事業から直接支払われます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第11号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第12号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、報告第12号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 報告第12号について説明いたします。

10ページ、専決第13号、専決処分書をお願いします。

1月22日に美郷町 \_\_\_\_\_ において発生した物損事故について、4月11日に示談が成立し、4月14日、専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は、 \_\_\_\_\_ で、事故の概要は、 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 除雪ドーザーが \_\_\_\_\_ 家屋の屋根軒先に  
 \_\_\_\_\_ 接触し、破損させたものでございます。

3の損害賠償額及び和解の要旨に記載の内容で示談が成立しております。

損害額については、自動車損害共済事業から直接支払われます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第12号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第13号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、報告第13号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 報告第13号についてご説明いたします。

12ページ、専決第14号、専決処分書をお願いします。

昨年10月2日に\_\_\_\_\_において発生した物損事故について、5月1日に示談が成立し、同日専決処分をしたので報告するものでございます。

相手方は、\_\_\_\_\_です。

事故の概要ですが、\_\_\_\_\_タイヤドーザーが\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_電話線を断線させたものでございます。

3の損害賠償額及び和解の要旨に記載した内容で示談が成立しております。

損害額については、今回の補正予算に賠償金として計上しております。

以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで、報告第13号の説明が終わりました。

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第11、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(藤田信晴君) 承認第1号、美郷町税条例の一部改正の専決処分についてご説明いたします。

議案14ページ、専決処分書をごらん願います。

専決第8号は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され4月1日から施行されることに伴い、直ちに町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、承認をお願いするものでございます。

改正条文は15ページから21ページまででございますが、初めに今回の主な改正内容についてご説明申し上げます。

最初に、町民税の法人税割でございます。税率を現行の12.3%から9.7%に引き下げるものでありますが、本年10月1日以後に開始する事業年度から適用するものであります。

次に、固定資産税でございます。

小規模保育事業及び認定こども園の用に供する固定資産の非課税制度の創設、耐震改修が行われた特定の建築物に係る固定資産税の減額制度が創設されました。

次に、軽自動車税でございます。

税率は全面的に改正されるものでございまして、原動機付自転車いわゆるバイク等は、平成27年度から現行の約1.5倍から2倍で課税するものでございます。軽自動車のうち、250cc以下のバイク、乗用の自家用車、小型特殊自動車等については1.5倍、貨物用自動車などについては約1.25倍で課税するものであります。このうち、3輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に新規に購入されたものが改正税率の対象となるほか、平成28年度には新車購入時から14年を経過した月の属する年度の車両に対し、おおむね20%の重課税率を適用するものであります。

それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたします。

議案資料集1ページをごらん願います。

第23条第2項は、法人税法の改正に伴い、外国法人の事務所または事業所を納税義務者として認定するための規定の改正でございます。

第3項につきましては、字句の訂正でございます。

第32条第5項は、今回の法改正により号数がふえたことにより改正するものであります。

第33条の4は、先ほど申し上げました町民税の法人税割の税率を現行の12.3%から9.7%に引き下げるものであります。これは、国が企業立地などに起因する税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、税率引き下げ分相当額を、国税による地方法人税を創設し地方交付税原資にするとの見解が示されております。

資料集1ページから2ページの第47条第2項、第5項及び第51条は、法人税法の改正により、町民税の関連する規定の改正を行うものであります。

資料集3ページの第55条及び第57条は、小規模保育事業の用に供する固定資産及び認定こども園の用に供する固定資産について非課税措置が創設されたことに伴い改正するものでございます。

資料集3ページから4ページにかけての第79条は、軽自動車税の税率を改正するものでございますが、現行及び改正案につきましては、資料集21ページの軽自動車税の新旧税率対照表をもとに一括してご説明いたします。

それでは、21ページの軽自動車税新旧税率対照表をごらん願います。

表の左側に区分、中央に改正案がございます。右手に現行税率の欄がございます。

最初に、平成27年度以降の税率を現行税率と対比してご説明いたします。

(1)の原動機付自転車、オートバイにつきましては、50cc以下が1,000円から2,000円に、90cc以下が1,200円から2,000円に、125cc以下が1,600円から2,400円に、三輪以上のものが2,500円から3,700円に改正するものです。

(2)の軽自動車につきましては、250cc以下の二輪車が2,400円から3,600円に、三輪の軽自動車は3,100円から3,900円に、四輪以上の軽自動車で乗用のものは営業用が5,500円から6,900円に、自家用が7,200円から1万800円に、四輪以上の軽自動車で貨物用のもの、いわゆる軽トラックや軽ワゴンでございますが、営業用で3,000円から3,800円に、自家用で4,000円から5,000円に改正するものです。

専ら雪上を走行するもの、スノーモービル等ですが、2,400円から3,600円に、小型特殊自動車  
で農耕作業用のものは1,600円から2,400円に、その他のもの、フォークリフト等ではありますが、4,700円から5,900円に改正するものであります。

(3)の二輪の小型自動車、250ccを超えるバイクですが、4,000円を6,000円に改正するものであります。

以上、原則平成27年度から課税するものでございますが、三輪以上の軽自動車につきましては、平成27年4月1日以降に新規登録したものが改正案による税率の対象となります。したがって、平成27年3月31日以前に新規登録された軽自動車につきましては、現行の税率でもって課税されていくこととなります。

平成28年度以降の重課税率の欄でございますが、三輪以上の軽自動車につきまして、普通自動車同様グリーン化を進める観点から、新規登録後14年を経過した月の属する年度から対照表の重課税率が適用となるものであります。

それでは、資料集5ページに戻っていただきます。

附則第3条の2は、租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

5ページから10ページにかけての新旧対照表の9の部分、附則第4条、附則第4条の2、附則第4条の3につきましては、課税標準の計算の細目を定めたものであり、地方税法にも同様の規定があることから削除するものであります。

10ページをごらん願います。

附則第5条の4は、ふるさと納税に対する町民税特別控除割合について、所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに伴い、所要の改正をするものであります。

11ページの附則第6条は、肉用牛売却による事業所得に係る町民税の所得割の免除期間を3年延長し、平成30年度までとするものであります。

11ページから12ページの附則第8条の3第9項は、耐震改修促進法に基づき耐震診断を義務づけられた建築物等が耐震改修工事を実施した場合、翌年度から2年分の固定資産税を減額するものであります。その手続について定めたものでございます。

12ページの附則第14条は、先ほど軽自動車税の税率でご説明いたしました新規登録から14年を経過した月が属する年度に課税される重課税率を規定してございます。

12ページから13ページの附則第15条の2第1項及び第2項は、優良住宅地造成のための長期譲渡所得の課税特例について、平成29年度までの延長を規定したものでございます。

13ページから14ページの附則第17条及び第17条の2につきましては、一般株式及び上場株式に係る譲渡所得の取り扱いについて規定したものであります。旧の下線部分では条のみの規定でございましたが、より明確化するため、項まで規定するものであります。

14ページから15ページにかけての附則第17条の3は、非課税口座内での100万円以内の株式配当所得及び譲渡所得の非課税制度が創設されたことに伴い改正するものでございます。

15ページから16ページの附則第19条及び第19条の2は、一般社団法人等が非課税措置を受ける際の手続を規定したものでございます。

16ページから20ページにかけての新旧対照表の旧の附則第20条から第22条は、東日本大震災に係る特例の規定でありますが、地方税法に同様の規定があり、必ずしも条例で定める必要がないことから削除するものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） この改正の中の軽自動車税についてですけれども、課税は27年度新規購入のものからということですが、傾向として、今、町の全自動車の登録台数といいますか、保有台数の中に占める軽自動車の割合というのはいかがなものでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

現在、割合で、台数でありますが、美郷町内におきましては、四輪の軽自動車の自家用ですが、5,085台でございます。それから、貨物用のものが3,850台でございます。原動機付自転車等の台数もございまして、パーセンテージを出すのが、今この場ではちょっと難しいものであります。

が、そのようになってございます。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 今の経済状況のもとで、軽自動車税がふえている傾向ではないかと思うんですけども、そういう点はどうでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） お答えいたします。

数値的なものについてはちょっと把握してございませんが、全体的な傾向としては、ふえているというようなことが国当局から示されてございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 反対討論ですか。

（「反対します」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、まず原案に反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 承認第1号に反対の立場から討論いたします。

今回の税条例の改正の中の軽自動車税の引き上げについては賛成できません。

軽自動車は、ガソリンが高騰する中、燃費や購入価格、税負担など、維持管理費も低廉で需要が高まっています。とりわけ農村では、農作業用として欠かせないものであり、公共交通の利便性が低い地方で不可欠の移動手段となっているものです。経済状況も依然として厳しい中、軽自動車税の引き上げは、消費税増税とともに二重に住民負担増となるものですので、この専決処分は承認できません。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

承認第1号についてこれより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者 14名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数であります。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

---

### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第12、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(藤田信晴君) 承認第2号、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分についてご説明いたします。

議案24ページ、専決処分書をごらん願います。

専決第9号は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、直ちに国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、承認を得ようとするものでございます。

改正条文は25ページにございますが、初めに今回の主な改正内容をご説明いたします。

基礎課税額は現行どおり51万円に据え置き、後期高齢者支援金等課税額を現行14万円から16万円に、介護納付金課税額を12万円から14万円に改正するものでございます。

また、国民健康保険税の減額でございますが、所得に応じ税額を減額する規定の中で、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準を見直し、対象者の拡充を図るものでございます。

それでは、議案資料集22ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。

第4条第3項において、後期高齢者支援金等課税額を14万円から16万円とし、同条第4項において、介護納付金課税額を12万円から14万円とし、課税限度額を合計4万円引き上げるものでございます。これにつきましては、中間所得者層の負担軽減を目的としたものでございます。

第20条は、地方税法施行規則の改正により該当条項を変更するものでございます。

23ページの第25条では、国民健康保険税の減額を規定してございますが、第1項第2号で被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割を減額する規定であり、現行では世帯主を除く被保険者数及び特定同一世帯所属者に加算額を乗じて判定してございましたが、改正案では世帯主も含め

た被保険者数で判定するものであります。したがいまして、従来の5割軽減基準額に世帯主分の加算額24万5,000円が加算され判定されるものであります。

同条同項第3号では、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の2割を減額する規定であり、加算額を現行の35万円から45万円に増額するものであります。これにつきましては、世帯の構成員1人につき10万円基準額が増額されることとなります。

なお、これら改正は本年4月1日に施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 今回の改正による影響額と対象人数、世帯ですか、限度額と軽減策と、上がるほうと下がるほうと、お願いします。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

本年度の国民健康保険税につきましては、町民税申告書、その基礎となります所得によって税額あるいは軽減額が変わりますが、町民税の申告書を現在整理集計している最中でありまして、具体的な軽減対象世帯の判定、あるいは1人当たりの保険税額等はまだ算出されていない状況でございます。ちなみに、昨年は7割軽減世帯が836世帯、5割軽減世帯が250世帯、2割軽減世帯が489世帯ございました。今回、軽減基準の改定により対象世帯を拡充しようという意思が図られておりますので、一定以上の大幅な所得の伸びがない限り、5割軽減、2割軽減世帯数は増加するものと考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） ほかに。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 限度額が上がることによってというのも、前年度ベースでも出ていませんか。と比べてどうだとか、そういうものは出て、少しでもわかるのではないのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） 限度額につきましては、今年度の健康保険税についてはまだ試算してございませんので、申しわけございませんが、この場での回答はできかねますので、よろしくご了解のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 確認ですけれども、軽減策が拡充していくということで、負担軽減策が図られるということですね。対象者は確実に多くなるという、そういう認識でいいのでしょうか。

か。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） お答えいたします。

そういう認識でいいと思います。国当局からも、軽減額の増というのは低所得世帯に対する拡充とその対策ということで改正する旨の通達等をいただいております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第2号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） 承認第3号についてご説明いたします。

29ページ、専決処分書をごらんください。

平成25年度美郷町一般会計補正予算第13号につきまして、平成26年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づき本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,000万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ121億5,463万4,000円とするものに加え、繰越明許費及び地方債の補正でございます。

まずは、34ページ、第2表、繰越明許費補正をごらんください。

今回の2件は、ことしの3月定例会における平成25年度美郷町一般会計補正予算第11号で繰越明許費の追加の議決をいただいたところでしたが、その後の工事の進捗及び社会資本整備総合交付金事業に係る県との調整等により、繰越明許費を変更するものでございます。

続きまして、35ページ、第3表、地方債補正をごらんください。

これは、平成25年度分の関連事業費の確定により町債の額が確定しましたので、事業に充当いたしました合併特例債及び過疎対策事業債の借入れ限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正につきましてご説明いたします。

38ページをごらんください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2款地方譲与税から40ページの10款交通安全対策特別交付金につきましては、3月臨時会以降に交付決定が通知され、額が確定したことによる補正でございます。

なお、9款の地方交付税でございますが、特別交付税の額の決定によるものでございまして、その総額は3億4,316万3,000円で、対前年度比で約10.6%、4,082万4,000円の減となっております。

続きまして、40ページ、13款2項5目土木費国庫補助金でございますが、2,366万6,000円の減額を計上してございますが、内訳といたしましては、社会資本整備総合交付金事業における事業費の確定による分が52万円、残りの2,314万6,000円につきましては、先ほど繰越明許費補正で説明させていただきました社会資本整備総合交付金事業に係る県との調整による減額でございまして、当該部分につきましては、今回の平成26年度一般会計補正予算の歳入の19款諸収入に増額計上してございます。

続きまして、20款町債でございますが、事業費の確定により減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

41ページをごらんください。

2款1項2目の行政推進費から10款2項1目の学校管理費までにつきましては、歳入でご説明させていただきました国庫支出金及び町債の減額により財源の組み替えを行ったものでございます。

13款2項1目基金費でございますが、財政調整基金に4,969万8,000円、減債基金に1,976万3,000円を積み立てするものでございます。これによりまして、平成25年度末における基金残高は、財政調整基金が20億円、減債基金が5億2,500万円となります。

続きまして、42ページをごらんください。

14款予備費につきましては、歳入歳出予算の差額を調整するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第44号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第44号 財産の取得についてご説明いたします。

契約書の（案）は議案資料集の24ページに、入札の執行の詳細につきましては25ページに掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

スクールバス2台を購入するに当たりまして、4月30日に指名競争入札により入札を執行した結果、2,837万2,740円で西東北日野自動車株式会社横手支店に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は8月15日でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第44号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第44号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第15、議案第45号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第45号 財産の取得についてご説明いたします。

契約書の(案)は議案資料集26ページに、入札の執行の詳細につきましては27ページに掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

ロータリー除雪車1.5メートル級1台を購入するに当たりまして、5月7日に指名競争入札によりまして入札を執行した結果、2,303万6,400円で横手市の打川自動車株式会社に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は10月31日でございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第45号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第45号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第16、議案第46号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第46号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約書の(案)は議案資料集28ページに、入札の執行の詳細につきましては29ページに掲載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

提案理由ですが、美郷町宿泊交流施設機械設備工事につきまして、5月7日に一般競争入札を執行した結果、1億1,588万4,000円で美郷町金沢の有限会社坂本水道工業に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は、議会の議決後の着工、完成が12月2日でございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第46号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第46号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第17、議案第47号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第47号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約書の(案)は議案資料集30ページに、入札の執行の詳細については31ページに掲載しておりますので、あわせてごらんください。

提案の理由ですが、美郷町宿泊交流施設電気設備工事について、5月7日に一般競争入札を執行した結果、7,992万円で美郷町土崎の株式会社日仙電機美郷営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は、議会の議決後の着工、完成が12月2日でございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第47号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

---

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第18、議案第48号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長(本間和彦君) 議案第48号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、2,932万円を追加するものでございます。

○福祉保健課長(村山太郎君) それでは、歳入から説明させていただきます。60ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。13款1項1目民生費国庫負担金ですけれども、消費税引き上げに際し実施されます臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時給付金の振り込みに係る手数料について、国庫からの補助見込み額を計上させていただいております。こちらは補助率10分の10の全額補助でありまして、歳出におきましても同様に補正計上させていただいております。

○建設課長(小林宏和君) 19款5項4目1節は、先ほどご承認いただきました平成25年度一般会計補正予算第13号の歳入13款で減額しました社会資本整備総合交付金の過年度収入相当額であります。

○総務課長(高橋 薫君) 5目1節雑入の保険金受入金ですが、中央除雪センターや六郷小学校物置など、8施設における雪害に対する建物保険金でございます。

続きまして、62ページからの歳出をご説明いたします。

2款1項2目行政推進費の15節ですが、経年劣化と除排雪により飯詰コミュニティセンターの駐車場舗装にひび割れと剥がれがあり、これを修繕する経費であります。

次に、5目財産管理費の11節ですが、雪害による南行政センター車庫の外壁ひび割れを補修する経費と、15節は同じく雪害による損傷した仙南診療所の外壁と南行政センター玄関柱の剥がれ

を修復する工事費を計上してございます。

○福祉保健課長（村山太郎君） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費は、歳入13款でご説明させていただきました臨時福祉給付金等振り込みに係る費用でございます。

同じく3款2項1目児童福祉総務費は、みさとこども館に係る補正予算でございます。

13節委託料は、こども館利用者の利便性、利用時の安全性の向上のため、6月より近隣の方に鍵の管理、施設・敷地内の点検など、管理業務をお願いしたく、計上するものでございます。

15節工事請負費ですけれども、上段は雪害で損壊いたしました敷地東側の道路脇フェンスの修繕と地界の防球ネットの更新、下段は利用環境向上のためこども館の入り口に案内サイン板の設置をお願いしたく、計上させていただいておるところでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 4款衛生費2項1目清掃費でございますけれども、古布回収ステーションとして利用してございます旧トレーニングセンターバス車庫の外壁、中央行政センター裏手の古紙回収ステーションの屋根につきまして、雪害により破損したことによる修繕料を計上してございます。なお、旧トレーニングセンターバス車庫修繕につきましては、全額保険で対応いたします。

○建設課長（小林宏和君） 64ページをお願いいたします。

4款3項1目の繰出金は、水道料金徴収事業に関する旅費を見込みたく補正するものであります。

続いて、6款1項8目12節役務費は、雪害により枝折れした農村公園樹木の処分手数料であります。

13節委託料は、元村公園、野際公園の樹木剪定に要する経費。

15節工事請負費は、今後使用見込みがない寺田農村公園公衆トイレの撤去費用を計上してございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、7款1項3目観光費でございますが、13節施設管理委託料は、雪害により山本公園内の枝折れが多く、その処理費用の増額でございます。

次の、公園施設管理業務委託料につきましては、仏沢公園内で松くい虫伐倒駆除をした200カ所について、公園等の景観を保全するため、搬出処理及び燻蒸シートの処理をいたしたく、追加をお願いするものでございます。

15節工事請負費についても、雪害により大台野広場防護柵と山本公園パークゴルフ場の生け垣補修費用をお願いするものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 続きまして、8款2項2目道路維持費の15節、これにつきましては、

中央除雪センター格納庫の屋根が雪害により破損し、ふきかえが必要となりまして、その経費を計上してございます。

22節につきましては、昨年10月、電話線を断線する除雪機械の物損事故がありましたが、電話線の所有者であるN T T東日本秋田支店との和解が整い、その賠償相当額を補正するものであります。

3目道路新設改良費は、過年度収入財源の組み替えでございます。

次の66、67ページをお願いいたします。

8款4項2目都市公園費の11節は、南運動公園公衆トイレ雨どいが雪害により破損し、その交換経費を計上してございます。

12節は、一丈木公園松くい虫燻蒸処理の発生材約45トンの焼却処分手数料。

同じく13節は、松くい虫燻蒸処理材の処分場などの運搬撤去委託費であります。

15節は、一本杉児童公園の雪害で破損したガードフェンスの交換工事費でございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 続きまして、10款1項3目19節でございますが、6月19日美郷町公民館で劇団文化座がモンゴル民話を題材とした朗読劇を公演いたします。公演前に、モンゴルの伝統的な楽器、モリンホールの演奏者と小学生との交流を計画しております。その費用に対する補助をお願いするものであります。

次に、10款2項1目でございますが、13節は、雪害による小学校の樹木処理の委託料であります。

15節は、六郷小学校の物置小屋とプール管理棟が雪の重みで軒が折れてしまったことに伴い、屋根も壊れました。その修繕をお願いするものでございます。

次の68ページ、10款3項1目でございますが、13節は、雪害による中学校敷地内の樹木の処理の委託料であります。

14節は、南校舎部分とセミナーハウスにA E Dを設置するための機器の借り上げ料をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 同じく、10款5項3目文化財保護費ですけれども、旅費は、貴重資料、美術品等の保存実務向上を図るために職員1名を研修に派遣するものであります。

それから、13節委託料ですけれども、これは県指定史跡であります飯詰堅穴群内の松の倒木処分に係る経費となります。

それから、同じく5項4目社会教育施設費ですけれども、15節工事請負費は、北ふれあい館の灯油タンク及び保護建屋の豪雪による被害の修繕の経費となります。

続きまして、10款6項2目保健体育施設費ですが、15節工事請負費となりますが、1件はあらしな公園内にあるスキー小屋が豪雪により被害を受け、その施設を解体する経費となります。

それからもう一件は、北運動公園内の美郷町テニスコートのフェンスが豪雪により被害を受けましたので、これを修繕するものであります。以上です。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、14款予備費でございますが、歳入歳出予算の差額を調整するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 今回の補正予算、雪害への対応が非常に多くなっているわけでありましてけれども、我々は日ごろ地域内を歩いていますと、あそこが壊れたままになっているがどうなっているのかなとかという声をよく聞きます。各集落内にそういう雪害等の破損の届け出なんかは周知されているものなのかどうか、そこら辺をお伺いします。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 各集落の、例えば公園とかの施設かと思えますけれども、「道路等も含めて」の声あり）道路等ですか、まず私はそちらのお話をさせていただきます。そういうものを含めて、行政協力員会議におきまして、そういう場合があった場合にどうか教えていただきたいということで年度当初にお話ししてございます。それにおきまして、私のほうに来まして、それから担当課に伝えるという形をとらせていただいております。

また、同じく、これは協定で結んでおりますけれども、郵便局さんとも締結してございまして、郵便局さんは毎日のように歩いてございますので、そういう道路等の穴等がありました場合には教えていただくという締結をしまして、それに基づきまして、町で取り組んでいるという状況でございます。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 今回の雪害につきましては、地域の方々から電話が相当入ってございます。その都度職員が出向きまして、その事情をご説明いただきながら早期に対処するよう努めている状況です。

○議長（高橋 猛君） 深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 今、郵便局とそういう協定を結んでいるという話でした。非常に結構なことだと思っていますけれども、実際に郵便局さんから、あそこはこうだよとかという話は今ま

であったでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 昨年度でございますけれども、数件ございました。

特に春先、雪解けから多く発生しまして、いわゆる道路に穴があいているとか、そういうのは非常に多く散見されるということで、うちのほうに連絡がありまして、建設課に連絡しまして、早急に対応していただいているという状況でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第48号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 平成26年度美郷町一般会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第49号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第49号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきまして、ご説明いたします。

79ページをごらん願います。

歳入、4款1項1目ですが、平成26年度美郷町一般会計補正予算第2号からの繰入金であります。

続きまして、81ページをごらん願います。

歳出、1款1項1目でございますが、先ほど報告第9号でご説明いたしました水道料金請求に関しまして、群馬県伊勢崎簡易裁判所から口頭弁論の出廷が指定されまして、それに出席するための職員出張旅費でございます。

簡易水道特別会計の説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第49号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第50号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（村山太郎君） 議案第50号についてご説明申し上げます。

90ページをお願いいたします。

歳入でございます。5款2項1目の保険料還付金でございますが、平成24年度の課税を遡及申告された方がいらっしゃいまして、それに伴う保険料について、過年度分の還付が生じたところでございます。それにより、秋田県後期高齢者医療広域連合会から還付される保険料を受け入れるためのものでございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

3款1項1目保険料還付金でございますが、歳入でご説明いたしました保険料還付について、広域連合から還付されました保険料を被保険者へ返還するために同様に補正計上させていただいているものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第50号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第50号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第5回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時17分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成26年5月13日

美郷町議会議長      高   橋      猛

署 名 議 員      熊 谷 良 夫

署 名 議 員      杉 澤 隆 一